

強者の戦略

こんにちは。日本史の岡上です。毎年、見たり見なかったりするNHKの大河ドラマですが、今年の『真田丸』は面白く、毎週欠かさず見ています。何より三谷幸喜さんの脚本の妙に毎回感心するばかりです。

印象的だったのは関ヶ原の戦いの描き方。戦国ドラマの山場となるはずの関ヶ原の戦いを全くといっていいほど描かず、あくまで真田一族からみた関ヶ原の戦いという視点で描く脚本には、「やられた!」といい意味で期待を裏切られました。何より「同じ歴史的事実でも、視点によって全く見え方が異なる」という、歴史を学ぶ上で大切な考え方を脚本で見せつけられた感じでした。

さて、今回の問題は「大船禁止令」の理解が時代によって変化していったという、一風変わった問題でした。まさに視点やその時代性で一つの法令の解釈をも変わっていくという、歴史の醍醐味を考えさせてくれるような問題だったと思います。

それでは解説を始めていきましょう。

<江戸幕府の大船禁止令>

まずは設問Aを考えていきましょう。

設問

A 徳川家康が大船禁止令を出した理由を、当時の政治情勢をふまえて、2行以内で述べなさい。

問われているのは「徳川家康が大船禁止令を出した理由」、条件として「当時の政治情勢をふまえて」とあります。徳川家康についての記述は資料文(1)にありますので、確認をしてみましょう。

(1) 1609年、徳川家康は、大坂以西の有力な大名から五百石積み以上の大船をすべて没収し、その所持を禁止した。想定されていたのは、国内での戦争やそのための輸送に用いる和船であり、外洋を航海する船ではなかった。

まず、「1609年」という西暦年から、徳川家康による大船禁止令は1600年の関ヶ原の戦い～1614、1615年の大坂の役の間のタイミングで発令されていることがわかります。そして、「想定されていたのは、国内での戦争やそのための輸送に用いる和船」という表現から、**大船禁止令が当時、徳川家康と敵対しつつあった大坂城の豊臣秀頼とそれに従う西国の大名の軍事力を抑制することに主眼が置かれていたことを読み取ることができます。**ですので、ここまでを解答としてまとめると、

【解答例】

関ヶ原の戦いの後、依然として勢力を持つ大坂城の豊臣秀頼と、それに従う西国の大名を対象として軍事力を抑制しようとした。(58字)

といった解答が出来上がります。

ただ、ここでもう少し深く考えてみましょう。豊臣秀頼に従う「西国の大名」を具体的に想定した場

強者の戦略

合、関ヶ原の戦いで西軍に属した毛利氏や島津氏だけでなく、東軍に属した福島氏や加藤氏などを考えることができます。そして、再度 1609 年というタイミングを考慮した時、**徳川家康が特に注意していたのは東軍に属したことで領地を増加され、軍事力を保持していた豊臣家ゆかりの福島氏や加藤氏であったこと**が見えてきます。このあたりの事情も解答に反映できるというのではないのでしょうか。

【解答例】

大坂城の豊臣秀頼と関ヶ原の戦いにより領地を増加された豊臣ゆかりの西国の大名を主な対象として、軍事力を抑制しようとした。(59 字)

次に設問 B です。

設 問

B 幕末には、大船禁止令の理解のしかたが当初と比べ、どのように変化しているか。3 行以内で述べなさい。

問われているのは、「大船禁止令の理解のしかた」が当初 (=徳川家康の時代) と幕末でどのように変化しているのか。まず、当初の理解についての記述は先にみた資料文(1)ですね。

当初の理解

大船禁止令→想定されていたのは、国内での戦争やそのための輸送に用いる和船であり、外洋を航海する船ではなかった

一方、その後の変化に関しては資料文(2)～(4)が手がかりになります。

(2) この大船禁止令は、徳川家光の時の武家諸法度に加えられ、その後、原則として継承された。

(3) 1853 年、ペリー来航の直後、幕府は、全国の海防のために、外洋航海が可能な洋式軍艦の建造を推進することとし、大船禁止令の改定に着手した。

(4) その改定の担当者は、「寛永年中」の大船禁止令を、当時の対外政策にもとづいた家光の「御深慮」だったと考え、大船を解禁すると、大名が「外国へ罷り越し、又海上の互市等」を行うのではないかと危惧した。

まず、資料文(2)からは徳川家光の時代から大船禁止令が武家諸法度の条文として加えられ、以後継承されたことが読み取れます。

続く資料文(3)では「ペリー来航の直後」、つまり幕末において幕府が大船禁止令の改定に着手したとあります。ここで重要なのは、**改定の理由が「全国の海防のために、外洋航海が可能な洋式軍艦の建造を推進すること」であり、和船を対象とするという当初の理解が変化していること**に気づくことができます。

では、なぜ変化したのか。その理由について言及されているのが資料文(4)です。そこでは、「その改定の担当者は、「寛永年中」の大船禁止令を、当時の対外政策にもとづいた家光の「御深慮」だったと考え」とあり、**大船禁止令が「当時の対外政策」すなわち「鎖国政策」と密接に結びついたものであると理解されており、その目的は大名が外国と通交したり、互市、すなわち貿易を行ったりすることを禁止するためであったと理解されていた**のです。

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

強者の戦略

【解答例】

B 大船禁止令は、当初外洋航海の禁止を意図していなかったが、鎖国形成期に武家諸法度に加えられたこともあり、幕末には大名が外国と通交・貿易することを禁止するための施策だと理解された。(88字)

さて、みなさんの解答はいかがだったでしょうか？

論述問題の解答はもちろん一つではありませんので、「これはどうだろうか？」と自分では判断つかないものは必ず、添削してもらうことをお勧めします。この『強者の戦略ホームページ』でもメールにて質問などを受け付けていますので、どしどし送ってきてくださいね。

それでは、今回はこの辺にいたしましょう。次回「東大日本史のみかた」をお楽しみに！！